

# 公募制推薦入学試験

〈出典一覧〉

日 文	渡部昇一	『日本語のこころ』一部改変	講談社現代新書
心 理	内閣府 子ども・子育て本部	令和2年度「少子化社会に関する国際意識調査」調査結果の概要 p.12,14 を一部改変	
福 祉	内閣官房孤独・孤立対策担当室	「人々のつながりに関する基礎調査（令和3年実施）」調査結果公表：令和4年4月	
初 教	厚生労働省	「国民生活基礎調査の概況」2019年、14頁。 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/14.pdf">https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/14.pdf</a> )	
安 全	農林水産省	『食料・農業・農村白書（令和4年版）』2022年、p68、より一部改変・引用	
ビジネス	日本経済新聞 2022年7月13日	「男女平等 日本116位」	
ビジネス	内閣府男女共同参画局	『男女共同参画白書 令和4年版』	
会 フ	日本経済新聞 2022年8月21日	「子育て世代「時間貧困」共働きの3割が確保できず 子どものケアや余暇、日本はG7最少」	

人間社会学部 心理学科 適性テスト 60分

内閣府は令和2年度に、結婚・子育てで悩んでいる、日本と諸外国の人の意識をもとに日本の特徴を把握することを目的に調査を実施した。以下に、日本・フランス・ドイツの3か国の20～49歳の男女、各国1,000人以上が回答した結果を述べる。

ここではまず、「自国が子どもを生み育てやすい国だと思いか」と尋ねた。さらに、この質問に「そう思う」と回答した人を対象に、「子どもを生み育てやすい理由」を複数回答で尋ねた。  
 図1は、「自国が子どもを生み育てやすい国だと思いか」という質問に対する回答の分布を示し、図2は、「自国が子どもを生み育てやすい国だと思理由」についての回答を示したものである。  
 これらについて、以下の問1、問2それぞれに解答しなさい。

【問1】 図2より、「自国が子どもを生み育てやすい国だと思理由」について、3か国の人の意識の特徴を読み取ることができる。その際、1つ1つの理由項目に着目するのではなく、理由項目をまとめていくつかのカテゴリに分けることで、全体的な特徴をとらえることができる。全体的な特徴を読み取り、400字以内で説明しなさい。

【問2】 問1をふまえて、図1・図2から読み取ることができ、「自国が子どもを生み育てやすい国であるか」についての日本の人の意識の特徴は、どのような背景によってもたらされたと考えられるか、複数の背景をあげて400字以内で説明しなさい。

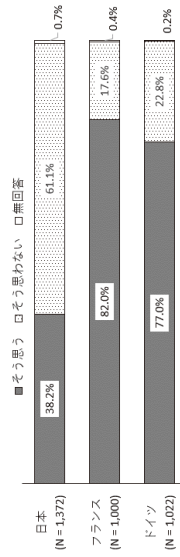


図1. 子どもを生み育てやすい国だと思いか (3か国比較)

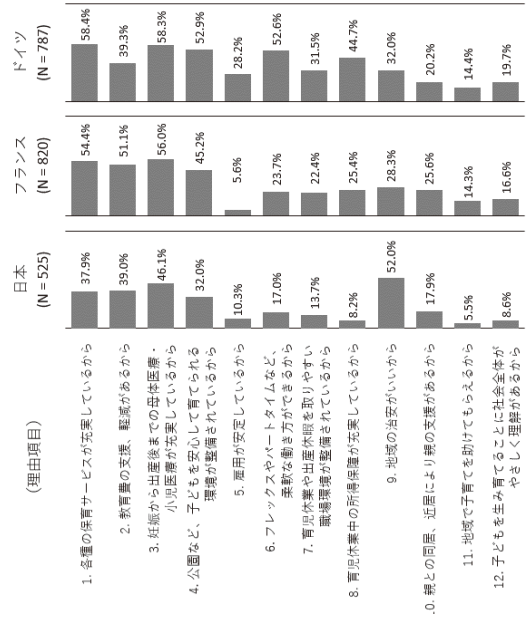


図2. 子どもを生み育てやすい国だと思理由

注: 図1で「そう思う」と回答した人による複数回答

(出典: 内閣府 子ども・子育て本部 令和2年度「少子化社会に関する国際意識調査」調査結果の概要 p.12,14を一部改変)



人間社会学部 初等教育学科 小論文 (800字) 60分

問、以下に示した表は、厚生労働省の発行した「国民生活基礎調査の概況(2019年)」のうち、「貧困率の年次推移」の調査結果である。まず、この表から読み取れることを述べなさい。また、この表から読み取ったことに関して、小学校教諭もしくは保育者(幼稚園教諭・保育士・保育教諭)になった場合どのような取組みをしたいか、自身の考えを具体的に記述しなさい。(あわせて800字以内)

なお、小学校教諭と保育者のどちらの立場から述べるかを解答用紙の【 】内で選択してから解答すること。

貧困率の年次推移

	1985 (昭和60年)	1988 ( 63)	1991 (平成3年)	1994 ( 6)	1997 ( 9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30)
	(単位：%)											
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	14.0
子どもがいない世帯世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6
	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	11.2
中央値	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253
貧困線	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	124

注：1) 1994(平成6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 2015(平成27)年の数値は、熊本県を除いたものである。

3) 2018(平成30)年の「相対的貧困率」は、2018年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動課税・軽自動車税・自動車重量税」、企業税の控除額を差し引いたものである。

4) 貧困率とOECDの相対的貧困率とは異なる。

5) 本人とは15歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいう。現役世帯とは世帯主が15歳以上の世帯をいう。

6) 等価可処分所得金額不詳の世帯数は除く。

※1 「貧困線」とは「等価可処分所得の中央値の半分」を意味し、「相対的貧困率」とは「貧困線に満たない世帯員の割合」を意味する。

※2 「可処分所得」とは個人所得の総額から直接税や社会保険料などを差し引いた残りの部分で、個人が自由に処分できる所得(いわゆる「手取り収入)」を指し、「等価可処分所得」とは一世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得を指す。

※3 「子どもの貧困率」とは17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合を指す。

出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査の概況」2019年、14頁。  
(<https://www.mhlw.go.jp/foutkei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/d/14.pdf>)